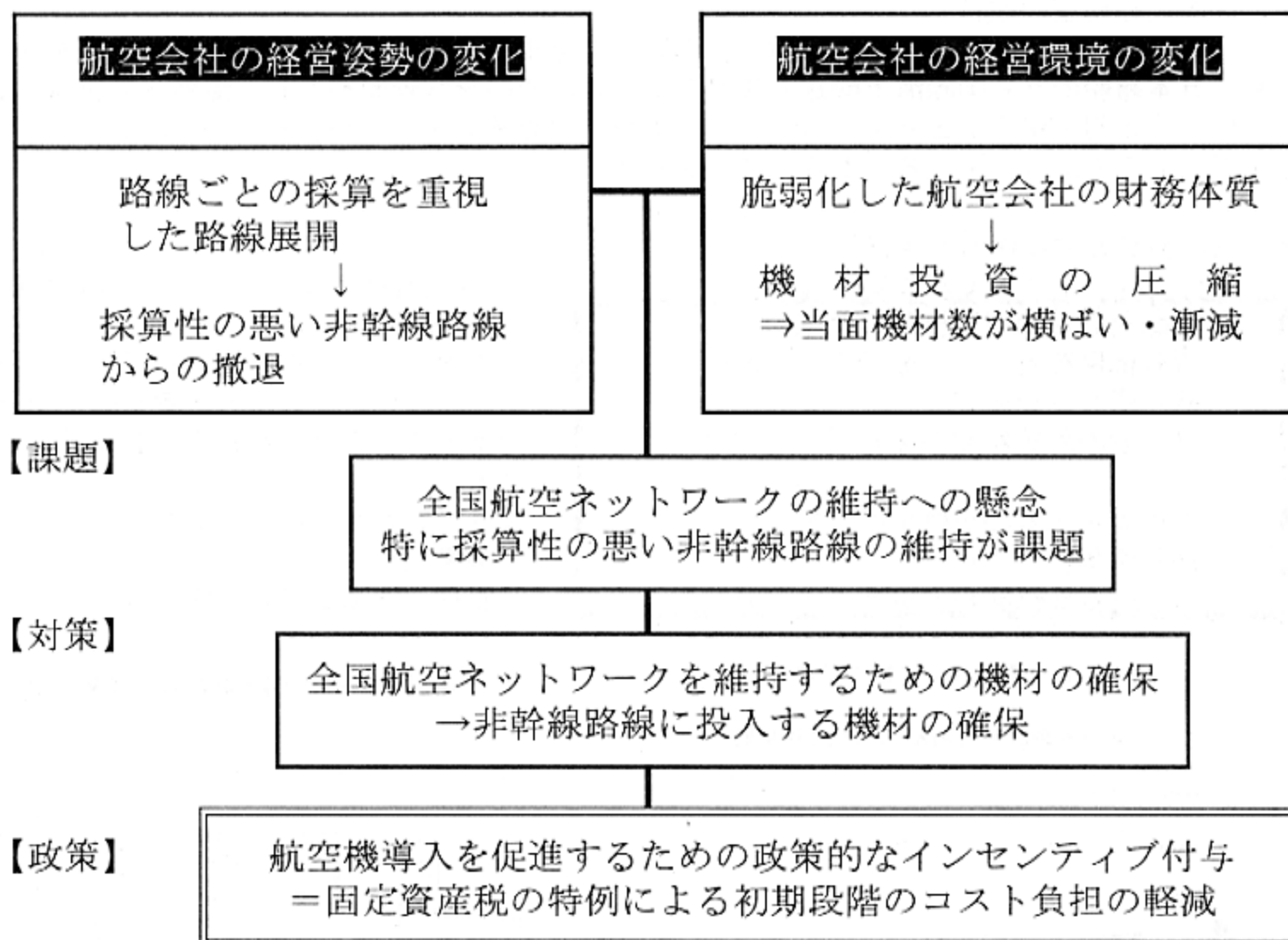


(2) 国内線航空機に係る特例措置の延長

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持のため、国内線航空機に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準3年間2/3

【背景・現状】



(3) 航空機の部分品等に係る免税措置の延長

航空輸送における安全性の確保及び国際競争力の強化のため、海外から調達している航空機の部分品等に係る関税の免税措置の適用期限を延長する。

○関税：免税